

社団・財団法人通信

平成28年4月15日

作成・監修
朝日税理士法人

累積所得金額課税

(累積所得金額課税)

当Noは、移行法人の課税関係のうち、累積所得金額課税(公益法人や一般法人非営利型から営利法人への移行等の課税関係)について概説する。

(ポイント)

- 収益事業課税から全所得課税に移行する場合、累積所得金額または累積欠損金を税務上調整
- 期中に公益法人等が普通法人等に該当する場合、その前日までを1つの事業年度とみなす、逆も同様
- 移行法人が収益事業を新たに開始したとき等は、各種届出書を納税地の所轄税務署長に対して提出

1. 累積所得金額の益金算入及び累積欠損金額の損金算入

収益事業課税法人が全所得課税法人に移行する場合、収益事業以外の事業から生じた累積所得金額や累積欠損金額を移行日の属する事業年度の益金または損金に算入する(法法64の4Ⅰ)。

累積所得金額または累積欠損金額は以下の算式により求められる。

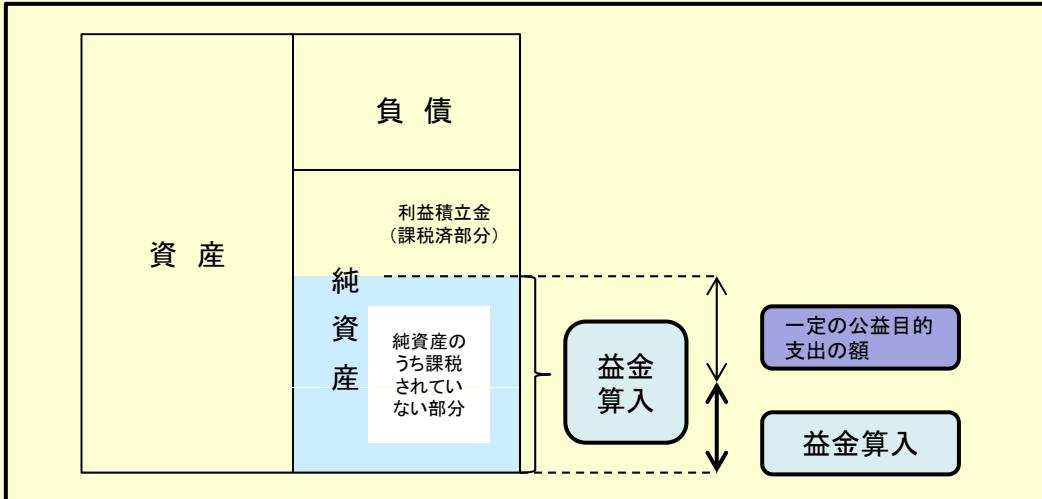
$$\text{累積所得金額} = (\text{資産の帳簿価額}) - (\text{負債帳簿価額等})$$

$$\text{累積欠損金額} = (\text{負債帳簿価額等}) - (\text{資産の帳簿価額})$$

(注)負債帳簿価額等 = (負債の帳簿価額等) + (利益積立金額)

利益積立金額とは、収益事業から生じた所得で過去において課税された金額をいう。公益法人等は収益事業以外の事業から生じた所得に課税されていないため、普通法人になる際に課税されていない過去の累積所得に対して課税を行うことになる。

累積所得金額の計算イメージ



2. みなし事業年度

上記のように事業年度の中途において、公益法人等が普通法人等に該当することとなった場合または普通法人等が公益法人等に該当することとなった場合には、その事業年度開始の日から、それぞれの該当日の前日までの期間及びその該当日からその事業年度終了の日までの期間を1つの事業年度とみなす。

(裏面に続く)

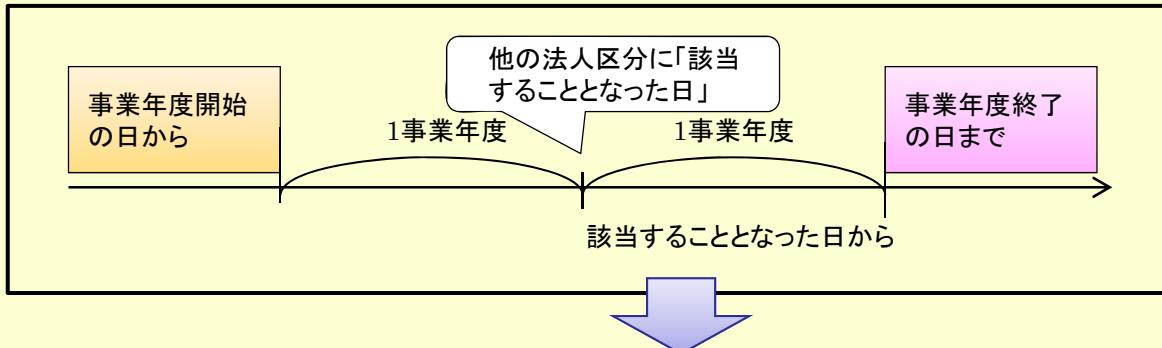


累積所得金額課税

3. 移行法人の届出関係

移行法人が収益事業を新たに開始したときや行政庁から公益認定を受けたとき等、届出の要件となる法律で定められた事実等が生じたときは、「収益事業開始(廃止)届出書」や「普通法人又は協同組合等なった旨の届出書」等の各種届出書を納稅地の所轄稅務署長に対し、速やかに提出する必要がある。

みなし事業年度のイメージ



法人区分の変更		該当することとなった日		根拠法令等	
公益社団法人 公益財団法人 【公益法人等】	→	非営利型法人 【公益法人等】	公益認定の取消しの日 (同時に非営利型法人の要件の全てに該当することとなった場合)	法法13 I、 法基通1-2-3(2)	
	→	営利型法人 【普通法人】	公益認定の取消しの日	法法14 I 二十、 法基通1-2-6(1)イ	
一般 社 団 法 人 ・ 一 般 財 產 法 人	非営利型法人 【公益法人等】	→	公益社団法人 公益財団法人 【公益法人等】	公益認定を受けた日	法法13 I、 法基通1-2-3(1)
		→	営利型法人 【普通法人】	非営利型法人の要件に該当しなくなった日	法法14 I 二十、 法基通1-2-6(1)ロ
	営利型法人 【普通法人】	→	公益社団法人 公益財団法人 【公益法人等】	公益認定を受けた日	法法14 I 二十、 法基通1-2-6(2)イ
		→	非営利型法人 【公益法人等】	非営利型法人の要件の全てに該当することとなった日	法法14 I 二十、 法基通1-2-6(2)ロ

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

<公益法人と奨学金>

政府・与党は大学生などを対象とする返還不要の「給付型奨学金」制度の導入について、本格検討に入った。現行の奨学金制度は返還義務のある「貸与型」が主流であった。現行案によると成績などで一定の条件を満たした学生に限り返還を免除することで実質的に給付型とする案で調整しており、その財源をどう確保するか、高卒で働いている人や働きながら大学に通う学生との不公平感の解消、給付の対象者の絞り込みなど課題とされている。独立行政法人日本学生支援機構が公表している奨学事業に関する実態調査(平成25年度:3年毎)によると、奨学金事業額(貸与型及び給付型)のうち約3割が公益法人等により貸与又は給付されている。国が給付型奨学金の制度について積極的に合理的なルールを策定することにより、民間による公益法人が実施する奨学金(特に給付型)事業の増加に繋がることが期待される。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。